

県政 150 周年記念推進本部設置要綱

(目的)

第 1 条 1872 年 11 月 27 日に、現在の愛知県が誕生してから、2022 年で 150 周年を迎えるにあたり、県政 150 周年が県民の郷土への愛着や誇りを醸成する契機となるよう、庁内各局等の連携のもとに、県政 150 周年記念に係る事業を着実に推進するため、県政 150 周年記念推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を行うものとする。
(1) 県政 150 周年記念に係る事業の推進に関すること。
(2) その他、県政 150 周年に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
2 本部長は、知事をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、政策企画局企画調整部企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021 年 3 月 25 日から施行する。

この要綱は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

<p>本部員</p>	<p>政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 感染症対策局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 東京事務所長 尾張県民事務所長 知事特別秘書</p>
------------	---